

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

令和2年7月1日～令和2年9月30日

令和2年9月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:8件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月2日	ネットによる「定期購入契約」に関する被害への迅速な対策を求めます	主婦連合会 会長 有田芳子	以下のとおり、ネットによる「定期購入契約」に関する被害への迅速な対策を求める。 1. 特定商取引法の改正 消費者が誤認しないよう、広告画面や申込確認画面に契約期間、販売条件等を分かりやすい文字の大きさと一体的に記載する、2回以上の定期購入だと気づかずに購入した場合には、解約がすみやかにできる等、特定商取引法に新たに規定を設けることを求める。 2. 悪質な事業者に対する執行の強化 悪質な表示、誤認させる表示、不適切な解約拒否等をなくすために、迅速な対応を求める。 3. 消費者への啓発による被害の未然防止 消費者が安全安心に通信販売を利用できるよう、被害の実例を具体的にわかりやすく示し、様々な媒体を利用して、消費者被害の未然防止に努める。
7月7日	インターネット取引による「お試し」定期購入契約等の被害を防止するため、早急な法制度の改正を望みます！	全国消費者行政ウォッチねっと	インターネット取引による「お試し」定期購入契約等について、以下のような対策が必要であると考え、早急な法制度の改正を望む。 1. 適正な広告画面・申込画面の実現(「お試し」など一回のみの購入だと消費者が誤認するような表示の禁止、2回目以降の価格等につき、割引価格と同一画面に同一ポイントで記述させること等) 2. 虚偽・誇大広告の責任の所在(行政処分等の対象)(広告代理店やアフィリエイトが表示内容を決定した場合の広告主の責任、広告代理店が積極的に関わった場合等の広告代理店の責任の明確化) 3. インターネット取引の広告画面・申込画面の保存義務と開示義務 4. インターネット取引での解約申出手続きの適正化(申込手続と同等の方法の確保等) 5. 適格消費者団体の通信販売に関する差止請求(対象規定として、広告表示義務違反や、意に反する申込の禁止の追加) 6. インターネット広告の不当表示による被害の民事的救済(解約返品権(クーリング・オフ)、中途解約権の導入)
7月14日	定期購入に関する被害防止のための特定商取引法見直しについての意見	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(通称NACS)消費者提言委員会	消費者が定期購入のトラブルに遭わないように以下を要望する。 1. 消費者が誤認しやすい「お試し」定期購入契約の表示の改善、適正な広告表示を示すガイドラインの作成(初回分の割引価格と2回目以降の価格を同一画面、同一ポイントで表示する。時間制限や人数制限といった、消費者を浅慮に陥らせる悪質な表示を制限する。) 2. 解約方法の整備(電話に限定することを禁止し、メール、ファックス等でも対応できるようにする。) 3. 化粧品やサプリメント等の定期購入契約について、規約の定めにかかわらず、体質に合わなかったという理由による中途解約を可能にすること。その場合、医者の診断書を必要とする等の制約を課し、解約を困難にしないこともルールとして定めること。 4. 定期購入被害の未然防止や再発防止のための幅広い消費者啓発
7月15日	定期購入に関する被害防止のための特商法の見直しについて意見	埼玉県消費者団体連絡会	定期購入に関する被害防止のための特商法の見直しについて以下のことを求める。 1. 特商法の見直しを含めた制度の改善を行うこと(消費者が正しく選択できるよう、定期購入の場合には、販売条件等を一体的に記載すること、消費者に誤認されないよう表記する等の新たな規定を設けること) 2. 事業者に対し、特商法、景表法の規定を順守するよう周知し、違反行為へ厳正かつ適切な執行を実施すること
7月20日	インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 荒 中	インターネット通信販売における定期購入契約を巡るトラブル急増等に鑑み、国は、特商法について、以下の改正を行うべきである。 1. インターネットの広告画面及び申込画面に関する規制の強化 (1) 広告画面・申込画面に関する規制の強化 (2) アフィリエイト広告に対する通信販売業者の責任の明確化 (3) 広告代理店又はアフィリエイトに対する規制の新設 (4) 広告表示を中止した場合にも行政処分が可能であることの明示 2. 民事規定の整備 (1) クーリング・オフ制度の導入 (2) 不実表示、誇大広告等取消権の導入 (3) 中途解約権の導入 (4) 広告及び申込画面の保存・開示義務の導入 (5) 解約・返品に関する受付体制の整備義務の導入 3. 適格消費者団体の差止請求権の拡充
7月29日	「定期購入契約等のインターネット通信販売に関して規制強化を求める意見書」送付について	東京弁護士会 会長 富田 秀実	インターネット通信販売における定期購入契約を巡るトラブル急増等に鑑み、国は、特商法及びその政省令等について、以下の改正を行うべきである。 1. インターネット広告及び申込画面に関する規制の強化 (1) 打消し表示が容易に認識できない態様で記載された広告の禁止 (2) 契約内容と矛盾する広告表示の禁止 (3) 申込画面における契約条件の分離表示の禁止 (4) 行政処分の実効性確保 (5) 広告及び申込画面の保存義務及び開示請求権を認めること 2. 民事規定の整備 (1) クーリング・オフ制度の導入 (2) 不当表示による誤認に基づく意思表示についての取消権の導入 (3) 中途解約権の導入 3. 解約申出の方法等に関する規制の導入 (1) 解約申出の方法及び受付体制の義務付け (2) 解約申出の画面に容易に到達できない態様のサイト構成の禁止
8月3日	消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」において事前拒否者への電話勧誘販売の禁止制度の導入に向けた検討を行うことを求める会長声明	東京弁護士会 会長 富田 秀実	消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」において、喫緊の課題として、直ちに「Do-Not-Call制度」(行政機関等に電話番号を登録した消費者への電話勧誘を法的に禁止する制度。)の導入に向けた検討を行うことを求める。

9月8日	「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」の報告書に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」の報告書(令和2年8月19日付け公表)を受け、以下の4点を要望する。 1. 報告書の内容に沿った法改正の検討を早急に進め、来年の通常国会へ法案提出すること(①販売預託商法の原則禁止の実現、②特商法の執行強化と被害回復、③詐欺的な定期購入商法の規制強化及び④送り付け商法(ネガティブオプション)への制度的措置。その他、今後の検討課題とされた特定継続的役務に係る新たな対象の追加や、アフィリエイト広告における違反行為への対応などの各課題の対応についても検討を進めること。) 2. 消費者庁の人的体制や予算の強化 3. 国と地方自治体の法執行強化、連携強化 4. 消費者相談の実務で実効性のある法改正や制度の改正
------	---	-------------------	--

<消費者安全関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月7日	藤田医科大学アビガン「観察研究」中間報告書における死亡者を踏まえた意見書(新型コロナウイルス感染症に関して)【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	新型コロナウイルス感染症に対するアビガン(一般名:ファビピラビル)の使用について、以下のとおり求める。 1 厚生労働省、富士フイルム富山化学株式会社、藤田医科大学、国立国際医療研究センターは、 (1)藤田医科大学における「ファビピラビル等の抗ウイルス薬が投与されたCOVID-19患者の背景因子と治療効果の検討(観察研究)」、及び国立国際医療研究センターにおける「COVID-19に関するレジストリ研究」(共同研究)に参加することを条件として行われているアビガンの供給、及び両研究におけるアビガン投与患者の新たな患者登録を一旦中止すること (2)藤田医科大学ファビピラビル観察研究事務局が公表した中間報告において、アビガンを投与した患者のうち、入院約1か月後までの転帰が死亡とされている患者(223名、11.6%)について、アビガン投与と死亡との関連性について精査し、その結果を公表すること (3)このうち、軽症者における死亡(42名、5.1%)については、前項の精査の結果を待つことなく、その臨床経過を公表すること 2 厚生労働省は、厳密なランダム化比較臨床試験による有効性の証明及び危険性とのバランスの適切な評価をすることなしに、アビガンを新型コロナウイルス感染症の治療薬として承認しないこと

<地方消費者行政:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月13日	地方消費者行政専門調査会事務局報告書骨子案に対する意見	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議 代表幹事 釜井英法	令和2年6月30日の同専門調査会において公表された事務局の報告書骨子案については、根本的な方向性にかかわる多くの問題があるため、以下の点について抜本的な修正をすべく、さらに審議を尽くすべきであり、現在の案を基本とした報告書を早計に取りまとめることに反対する。 1 20年後の将来像へのアプローチ方法について 2 報告書の主要な柱を消費生活相談等に限定すべきでないこと 3 地方消費者行政に求められる基本的認識についての記載が不十分であること 4 「消費者行政コーディネートセンター」の位置づけに疑問があること 5 相談業務の民間委託について軽々に触れるべきでないこと 6 地域連携を担う人材育成・活動支援についてより重い位置づけとすること 7 事業者との連携のあり方について 8 国の予算負担について方向性を示すこと
7月13日	消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書骨子(案)(6月30日版)に対する意見	全大阪消費者団体連絡会 事務局長 飯田秀男	1. 10年、20年後の地方消費者行政を提言するにあたっては、全体像が明確で具体性を持った内容とするために、より審議を深めてください。 2. 「新たな支えあい見守り合う地域社会への転換」「新たな見守り体制の構築・整備」「持続可能な消費生活相談体制の構築」について、公的責任部分を明確に示し、自治体が主体的に関与し、地域に密着した総合型行政の仕組みとなるよう検討を深めてください。 ①遅れてきた消費者行政を本来求められる実施レベルに引き上げるまでは、人員・財源の制約があっても公的責任においてその実現が保障されるべきです。 ②都道府県の「消費者行政コーディネートセンター(仮称)」の役割を整理するとともに、市町村におけるコーディネート機能の強化について審議を深めて下さい。 ③住民の生活安全確保と消費者行政全般の端緒情報として消費生活相談業務を位置づけ、市町村・地域から切り離すことがないように留意して下さい。 3. 消費生活相談員の処遇を抜本的に改善する方策を具体的に提案してください。 4. 地方公共団体の消費者行政に係る財源の確保について、より深い審議をお願いします。 5. ICT・AI技術を活用することによって、業務の効率化や利便性の向上が期待されます。消費者行政における活用がその質を高めるものとなるよう、提言をしてください。 6. 地方自治体の将来像について、慎重な審議をお願いします。 7. 骨子案は、審議の素材段階のものとは理解していますが、その中には理解しがたい記述も含まれています。誤解を生まないよう、慎重な審議を求めます。
7月13日	消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書骨子(案)(6月30日版)に対する意見	(一社)全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	【骨子案:全般についての意見】 1 より多くの地域の関係者の声を反映した報告書としてください 2 地方消費者行政における事務全般を網羅した報告書とするため、審議を尽くしてください 【骨子案:各論についての意見】 3 消費生活相談員の処遇を抜本的に改善する方策を具体的に提案すべきです 4. 「新たな支えあい見守り合う地域社会への転換」においては、行政の「公助」としての役割をもっと明確にしてください 5 .ICT・AI技術に多くの課題解決への期待を寄せる記述については、慎重に審議してください 6.自治体間の連携は、各自治体の主体的な関与を前提とした仕組みとして設計してください 7.安全安心な市場を醸成する仕組みづくりの記述を見直してください 8.消費生活相談の窓口を業務委託したり、指定管理者制度を導入することは反対です 9. 骨子案「はじめに」の記述を見直してください 10. 地方公共団体の消費者行政に係る財源の確保について重点的に審議してください 11.その他、骨子案における以下の点について慎重な審議を求めます
7月15日	消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書骨子(案)(6月30日版)に対する意見	埼玉県消費者団体連絡会	1.より多くの地域の関係者の声を反映した報告書としてください。また、地方消費者行政における事務全般を網羅した報告書とするため、審議を尽くしてください。 2.消費生活相談員の処遇を抜本的に改善する方策を具体的に提案すべきです。 3.「新たな支えあい見守り合う地域社会への転換」においては、行政の「公助」としての役割をもっと明確にしてください。また、消費生活相談の窓口を業務委託したり、指定管理者制度を導入したりすることは賛成できません。 4. 地方公共団体の消費者行政に係る財源の確保について、重点的に審議してください
7月28日	消費者委員会 地方消費者行政専門調査会報告書骨子(7月14日版)に対する意見書	公益社団法人 全国消費者生活相談員協会 理事長 増田 悦子	1.市町村、都道府県、国が体となって行う消費者行政の「要」になっているのがPIO-NETシステムであり、今後もPIO-NETの機能強化と活用の促進を明記すべき。 (1)PIO-NETシステムの強化についての記載が必要。消費者行政の「要」である重要なシステムであることを明記すべき。 (2)消費生活相談員の要請とレベルアップを明記すべき。 (3)国民生活センターの機能の充実・強化を明記すべき。 2.市町村における消費者行政の重要性をさらに明記すべき。 3.消費者行政のコーディネート機能のわかりやすい説明が必要。 4.消費生活相談員経験者は見守りの担い手として活動している。持続可能な見守りの担い手づくりのため、消費生活相談員の確保が必要。 5.広域連携を進めるにあたっては、個々の市町村の消費者行政を推進する仕組みが必要。 6.消費生活相談業務の民間委託を推進する旨の記述は削除すべき。 7.財源確保について、国の財政負担が必要であることを明記すべき。

<公益通報者保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月7日	公益通報者保護法改正に関する会長声明	第二東京弁護士会 会長 岡田 理樹	今回の改正は、消費者委員会公益通報者保護専門調査会の報告書に示された方向及び従来の当会の意見書や会長声明などに概ね沿っており、公益通報がより行い易くなり、公益通報者の保護が強化された点については評価できるものである。 他方、今回の改正については、通報者への不利益取扱いに対する行政措置・刑事 罰の導入、解雇等不利益取扱いが通報を理由とすることについての立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲、取引先等事業者による通報、証拠資料の収集・持ち出し行為に対する不利益取扱い等について、諸外国における公益通報者保護に関する法制度の内容及び運用実態を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることの附帯決議がなされている。 これらの論点は、当会が見直しを求め続けてきたところであり、公益通報を行った後の救済措置を法的に整備するなど、公益通報者保護を実効あらしめる改正が今後も必要である。本改正の附則には施行後3年の見直しが明記されており、その際にはこれらが実現されるよう求める。

<料金・物価関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月31日	容量市場の見直しに関する要請	eシフト:脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会 連名14団体	消費者の電力選択の権利、また将来にわたり安全で安心できる環境・暮らしを守る観点から、再エネ新電力・再エネに圧倒的に不利となる容量市場を見直すよう、消費者庁・内閣府消費者委員会から提言を行うことを要請する。 <要請の理由> 1. 古い原発・石炭火力発電が温存され、エネルギーシフトを妨げる 2. 消費者にとって二重払いとなる 3. 消費者の再エネ選択・電力自由化も危機
9月7日	賠償負担金・廃炉円滑化負担金の託送料金への参入に関する要請	eシフト:脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会	2016年から2017年にかけて大きな議論がありながら決まった、東京電力福島第一原発事故の賠償費用と廃炉円滑化負担金の託送料金への上乗せがいよいよ10月から始まる。本来、東京電力および原子力事業者が責任をとり負担すべき費用を消費者が負担するというしくみで、大きな問題がある。環境団体や消費者団体から下記のような問題点が指摘され、大きな反対の声があがっていた。 ・東京電力の経営陣、株主、債権者の責任が問われていない ・「原発の事故処理・廃炉費用が莫大」が明らかになったいま、まずは政策変更をすべき ・今後の大事故についても、同様に国民負担にすることができてしまう ・電力自由化の趣旨に反する ・国会での議論もない拙速で限定されたプロセスで決められた10月1日から実施されるという段階だが、以下改めて要請する。 1. 賠償負担金と廃炉円滑化負担金の託送料金への上乗せは見直すべき 2. 消費者負担がなければ支えられない原子力事業自体を見直すべき 3. 「消費者への説明」については、小売電気事業者の努力義務にとどめず、国や原子力事業者が説明したうえで詳細明記を義務化すべき

<集団的消費者被害救済制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月20日	消費者の財産的被害の回復のための民事差戻手続の特例に関する法律の見直しに関する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 荒 中	2016年10月、特例法が施行された。同法の附則第5条では、政府は同法施行後3年を経過した場合において、特例法の規定及び施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。そこで、当連合会は、特例法の規定及び関連諸制度について、改正等を行うことが必要と考えられる措置について意見を述べる。 国は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「特例法」という。)の施行3年後見直しに当たり、下記の事項について検討を加え、必要な立法措置等を講ずるべきである。 1 特例法の改正等について (1)対象となる事案の範囲の拡大 (2)和解の規律の柔軟化 (3)簡易確定手続の通知の改善 (4)行政の有する情報の特定適格消費者団体への提供 (5)上記に加え、民事訴訟法一般の改正の議論に留意しつつ、下記の制度を検討すべきである。① オプトアウト方式の導入 ② 民事訴訟手続のIT化の進捗に合わせた簡易確定手続、対象消費者が特定 適格消費者団体に授権する手続のIT化 ③ 文書提出命令の特則など証拠収集方法の拡充 2 被害回復裁判手続を実効化するための諸制度の整備について (1)特定適格消費者団体の破産申立権の付与の検討 (2)集団的な重要消費者紛争解決手続の導入 (3)オンラインでの紛争解決(ODR)の検討の進捗に合わせた集団的な重要消費者紛争解決手続の導入におけるITの活用を検討すべきである。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月3日	2020年度の「国民生活基礎調査」継続を要望します	主婦連合会 会長 有田 芳子	厚生労働省は今年3月、今年度の「国民生活基礎調査」の中止を公表した。同調査に関する業務を担っている全国の保健所に、新型コロナウイルス感染症対策を優先させること等が理由であった。ただ、現在ではマスクやアルコール消毒液も市場に出回るようになり、ITを使って医療機関と保健所をつなぐ情報システムが供御き始めるなど、3月の時点とは状況が変化していることから、「国民生活基礎調査」継続を要望する。